

# 会 議 録

□全部記録    ■要点記録

会議名	令和7年度 第3回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和8年3月27日（金） 14時30分～15時00分
開催場所	防災センター5階 災害対策本部会議室
出席者又は欠席者	<p>（現地出席委員）</p> <p>安枝会長、藤本職務代理者、岩田委員、橋寺委員、土居委員、前川委員、大塚委員、八木委員、内藤委員、長田委員、上田委員、高橋委員、土井委員、下津委員</p> <p>（オンライン）</p> <p>赤澤委員、高野委員</p> <p>（事務局）</p> <p>松浦部長、服部課長、小寺係長、中川主任、木村主事、的野技師（欠席委員）</p> <p>宮地委員、濱田委員、西川委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>傍聴可</p> <p>傍聴人 0名</p>
議案又は案件及び結論等	（報告事項）景観上重要な建造物等に附属する庭園の取り扱い
議案の全部内容又は進行記録	
（事務局）	<p>（過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴人の報告）</p> <p>（資料の確認）</p> <p>以降の進行を安枝会長にお願いしたい。</p>
（会長）	まず会議録の署名押印について、土居由佳委員、内藤委員にお願いしたい。
（会長）	報告事項『景観上重要な建造物等に附属する庭園の取り扱いについて』、事務局より説明願う。
（事務局）	（説明：『景観上重要な建造物等に附属する庭園の取り扱いについて』
（会長）	報告案件であるため、この件についてここでは議論はしないが、ご意見・ご質問があれば、挙手願う。
（委員）	指定された場合、所有者にどのようなメリットがあるのか。

(事務局)	建築物や工作物については、景観上優れたものであるということで、ホームページに掲載したり、お手元にある資料集の一覧に掲載したりしている。樹木についても建物と合わせて指定するので、こちらに入ってくる。
(委員)	所有者としては、指定されると自由に伐採ができなくなったり、適切に樹木の枯葉などを管理しないといけなかったり、費用負担が生じ、中のリフォームも制限されると思うが、手当は特になく、景観が良いということで市民の方に広報するというメリットしかないという理解でよいか。
(事務局)	都市景観重要建築物等、あるいは景観重要建造物に指定されたものに対して助成金を助成する制度がある。ただ助成金の対象としては建築物、工作物それに付属する門や塀、樹木・樹林として指定したものの修繕、維持管理に関する工事が対象となっており、建築物に付属する庭園として指定する部分については、補助金の制度は設けていない。
(委員)	私もそういう理解だ。建物については、助成金が出るだろうと思っていたが、今回自分の庭の一部が指定されたとして、メリットはないという場合に指定を受けるかどうかを決めるのは所有者の方の意向次第という理解でよろしいか。
(事務局)	<p>指定範囲については、所有者の方の意向を確認した上で指定をするので、建物や付属する門、塀、庭園の部分についてもどの部分を指定するのか所有者の方の承諾を得たうえで、指定の作業を進める。</p> <p>庭園の整備について、補助金を用意すべきか今回検討したが、樹木に関しては成長する、あるいは枯れてしまうということで、建物に比べると変化のスピードが速い。補助金を出すにあたっては、景観上よくなる、少なくとも元の状態と同じであることが条件となるが、変化の早い樹木に対して、景観上の評価が難しいと考え、今回は補助金の制度を見送ることにした。</p>
(委員)	意見としては、所有者の方にあまり手当てがない状態で指定を受けるかどうかという選択をしていただくことになるので、指定を受けた場合の利用処分が制限されるというデメリットもきちんと踏まえたうえで判断していただくように説明をしっかりとしないといけないかなと思った。
(事務局)	今のご意見は、インセンティブがないということだが、補助金の交付要綱を見ても樹木・樹林に関しては、あくまで工事が対象であり、

	<p>樹木を移設する場合などに助成するので、普段の維持管理の剪定の費用を出すものではない。</p> <p>庭園の構成要素は、木だけではなく灯籠や、池などすべて含めて庭園となっており、現在、庭園というのは門、塀、擁壁、石垣の中には入っていないので、こちらについては今後の動向を見ながら要望があれば補助金交付要綱の見直しを検討していきたいと考えている。</p>
(委員)	<p>建物に付属する庭園なので、普通は塀などがあり樹木以外のものは見えない。樹木以外の庭園の要素が見えるものは現在あるのか。</p>
(事務局)	<p>これまでに指定した事例だが、例えばダイセルの外国人技師住宅は塀がないので、庭園がすべて見えている状態である。</p> <p>土井家住宅も塀はあるが、玄関のところは塀より外側に庭の一部があるので、こういったものは灯籠や飛び石なども対象となる。</p>
(委員)	<p>ご指摘いただいているように、最終的に協力いただくという主旨が所有者に伝わらずに、指定される前に樹木を切ってしまう事例もある。なので慎重に趣旨をよく説明したうえで所有者の方のご意向を重視して進めていただければと思う。</p> <p>メリットについて、樹木というのは何かすれば新しくなって良くなるというのではなく、継続的な手入れが必要となる。50万円一括でする工事はあまりないので、例えば、助成金の内容を10万円5回に分割するとか、それを5年、10年と長い間小さな支援を継続するという制度にすると所有者のメリットになるのではと思った。</p> <p>あとは、さらに難しいが、指定されると建物について固定資産税を減免する例があり、それを庭園部分にも拡大できれば、一定のメリット、しかも継続したメリットが生まれるのではないかと思うので今後の検討課題としておいていただきたい。</p> <p>あともう一点、一番最後の樹木・樹林の説明の中で樹木単体で価値を有するもののご説明があったが、写真のイチョウは2本あることで価値があると思う。お寺などは門の横にイチョウやカキノキを2本植えるという文化がある。街道筋沿いであれば、2本松や2本柳を植えて道しるべにすることで、歴史的、文化的な価値を持っているという風な樹木がある。価値を広めるという観点からは、複数本指定することもあれば良いと思った。</p>
(事務局)	<p>一点目のメリットとデメリットを所有者にしっかり説明してというご意見はご指摘のとおりで、よく説明したうえで手続きを進めたい。</p> <p>二点目の助成金に関しては、今後検討したい。これまですでに指定</p>

	<p>している物件の所有者の方から樹木や庭について助成金のご意向を聞いていないことや、兵庫県下の自治体へのヒアリングも行ったが、建物に比べると樹木、庭園に対する実績がない。1件ごとの助成金の上限が決まっている中で、所有者の意向として建物のほうに助成金を希望されるというような事例もあるので、所有者のニーズや他都市の事例などを確認しながら、今後補助金の制度については検討していきたい。</p> <p>固定資産税の減免については、これまでに姫路市で事例がないので、税の担当部署との調整しながら今後検討したい。</p> <p>複数の樹木で指定するという意見については、景観法の指定は一本ずつになるので、こういった事例であれば、イチョウの木2本とかたちで指定すると思うが、価値の評価については、2本あることや複数あることに意味があるのだということに着目したうえで指定の手続きを進めたい。</p>
(会長)	<p>ご意見、ご質問が無いようであれば、報告事項は以上であるため、本日の審議は終了する。</p> <p>事務局に進行をお返しする。</p>
(事務局)	(閉会挨拶)